

有の事也とて、翌日下男を彼勘兵衛塚に遣し見せしむるに、何も替りたる事なし。彼松が根に小さき數珠の有しとて、取りて歸りけりとぞ。又金澤の市人、毎歲霜月九日を山祭の日と號し、都て材木を取扱ふもの、此の日職を休み商を止め、酒肴を備けて山神を祭る。若し此の日誤りて登山すれば、必ず怪しき事に逢ふと往古よりいひ傳へけり。爰に長田屋豊平なるもの、以前召仕ひし僕吉助といふもの、田町に小家を買求め、菜園を作り渡世しけるが、或日颯天より、茶臼山勘兵衛塚の麓なる菜園に作り置きたる牛蒡を掘らんとて、鉢にてあなた此方掘りけるに、狐の死骸あり。今まで眼に遮らざりしが、いつ死せしやらん腐爛して、其の臭氣堪へ難し。こは不思議也と思ふ處に、傍に生敷鯉魚一つあり。是を見るより毛孔寒う覺え、若し人に語りなば見物に來り、菜園をも荒さんを恐れ、鉢にて埋め置きたりしかど、何とやらん心地勝れずと語りけり。此の日なん山祭の日なりけり。とあり。按ずるに、十一月九日を山祭の日となし、登嶺を禁ずる事は、外の諸國にもある事にや。いかなるよしがいまだ記録等に所見なし。若しくは

北國の習俗ならんか。

○卯辰山埋葬地

従前は嶺上庚申塚の傍なる勘兵衛塚に、由比勘兵衛の古墳とて、石碑を立てたり。文政以前は勘兵衛塚の麓に墳墓共ありしかど、竹澤殿造營に付き眼障りに成るとの事に、墳墓の移轉を命ぜられしといへり。然るに明治六年七月、天下一般火葬禁止の布告あり。依りて金澤人民の埋葬地、野田山のみにては納りかぬるとの詮議にて、卯辰山不毛の地を取調べ、埋葬地子取極め度旨金澤區會所より申立て、同年八月廿二日先づ一萬歩開闢に相成、追々墓地に打渡されし處、同年十月永久墓地に定むべき場所を取調べ、圖面を副へ大藏省へ可伺出旨御達に付き、金澤の埋葬地は石川郡野田山、河北郡卯辰山の兩所に相定り、是より右兩所をば、金澤市中人民の埋葬地とは成したりけり。

○耶蘇宗徒居跡

庚申塚の舊地の裏なる谷間にて、今墓地の傍なる谷合也。此の宗徒は肥前國浦上村の邑民共にて、昔寛永年中嶋原騒亂以來の宗徒共也。改宗の朝命に違背するに依りて、男女

五百餘名を金澤藩へ御預けに相成り、明治二年十二月廿二日・廿三日の兩日に、悉く金澤へ到着し、卯辰山洗湯屋に當分指置かれしが、廢藩の後本土へ歸すべき旨御達有之に付き、一統本國へ送り歸しけり。是耶蘇宗寛大の處分と成りし故也といへり。

○卯辰臺

卯辰山の麓、觀音町・愛宕町邊より油木山の邊へかけ、惣名を卯辰臺と呼べり。此の地邊は惣て卯辰村の地内なり。故に卯辰某町と稱す。慶安二年三月、卯辰八幡神社厚見紀伊守の言上書に、慶長四年卯辰山荒地之内を以て社地等拜領と見ゆ、横山山城守長知の判書にも、八幡宮屋布之事先年取立候補は荒地山に而云々。とありて、慶長四年の頃は、今いふ卯辰臺は、山脚の荒地なりし事知られけり。

○卯辰寺町

卯辰の諸寺院は、泉野寺町の寺院と違ひ、建並びたるは僅々にて、所々に散在す。是往昔、卯辰山麓なる荒地を寺地に定められし故也。依りて今町名はさまざまありて、寺町と呼ばざれど、昔は惣名を卯辰寺町と呼べり。改作所舊記

に載せたる元祿十一年十月の請合狀に、山名新七郎日蓮宗卯辰寺町妙國寺之旦那。とあり。心蓮社天和元年の鐘銘に、山上寺町と載せたり。按ずるに、卯辰村の地内は卯辰寺町と稱し、山上村の地内は山上寺町と呼びたりけん。

○卯辰寺院來歴

昔中納言利常卿の時、金澤市中に散在せる諸寺院をば、犀川口の分は泉野へ移され、淺野川口の分は卯辰山の麓へ移されたりと。三壺記に云ふ。元和二年の頃、瀧與右衛門を石川・河北兩郡の裁許に命ぜられ、犀川河原町の裏、西方の寺町なる寺院共をば、泉野へ移され、下口惣稱の内なる寺共をば、淺野川卯辰山の際へ移さると見ゆ、菅家見聞集元和二年の條にも、今年金澤中町々立替る。町中に有之寺院をば、泉野并に淺野川山際へ被集。と見ゆ、三州志にも、元和二年府内に散在せる寺院を、卯辰山・泉野の兩所に轉じ集む。と載せたり。今按ずるに、慶安二年三月卯辰八幡神主より寺社奉行への上申書に、元和二年之秋御檢地奉行より様子御尋被成に付而、山城守殿より、右御奉行業へ被遣候折紙所持仕。とあり。その折紙の寫。